



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定の変更……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…
- 知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全部業務課)…
- 特定非営利活動法人の認定……………
- …(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 土地区画整理事業の換地処分……………
- …(都市整備局市街地整備部画整理課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

●東京都告示第七七七号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成三十年十二月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

平成三十年十一月二十六日

(一) 次に掲げる地番の全部

延長 五四・九九
幅員 四・〇〇

清瀬市中里 五丁目八百四十五番六

(二) 次に掲げる地番の一部

清瀬市中里 五丁目八百四十五番二、同番六地先、同番七、八百四十六番五、同番九及び中清戸四丁目八百四十七番五

●東京都告示第七七八号

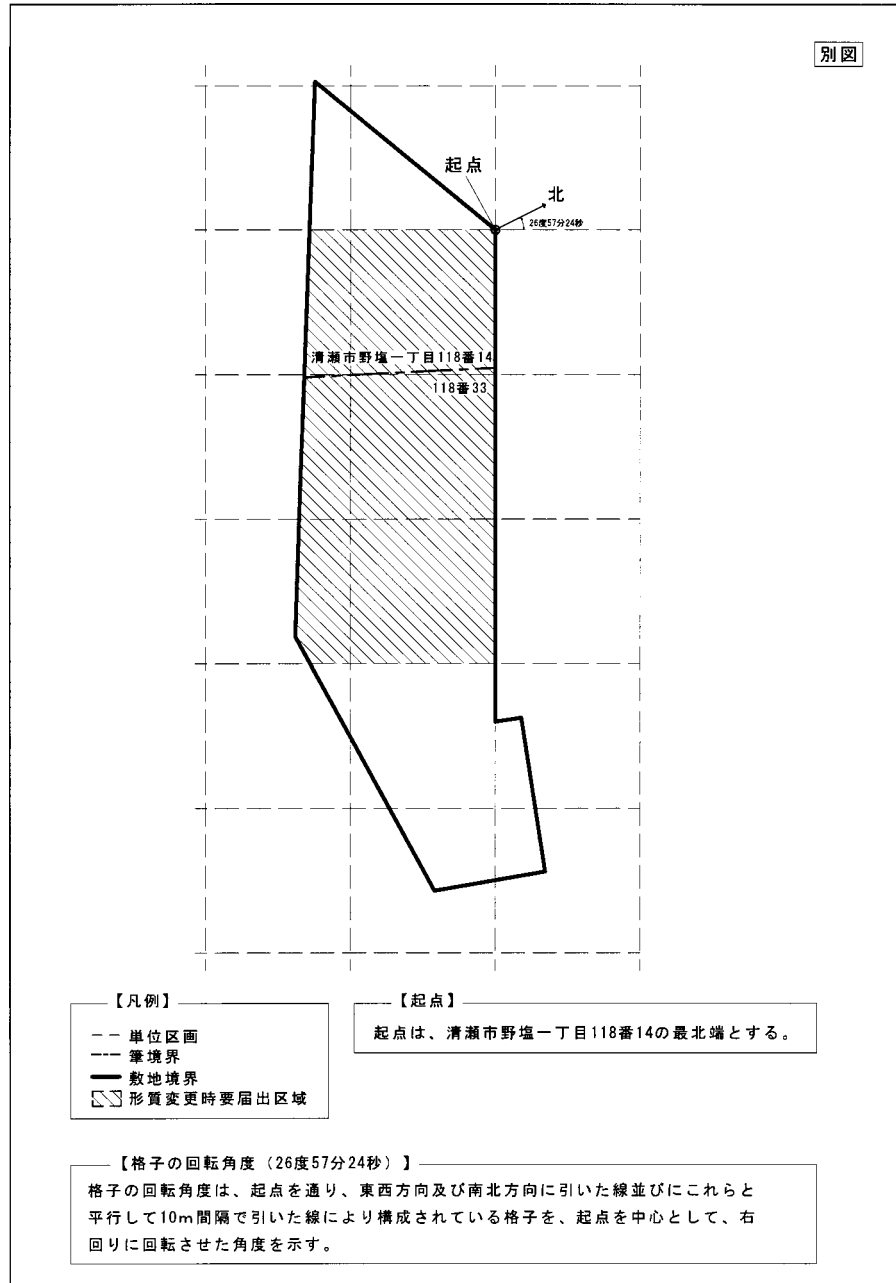
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(清瀬市野塩一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別図



●東京都告示第七百九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 ニー(一)「ニー(四)エチルー二・五」ジ

メトキシフェニル)エチル」アミノ」メチ

ル)フェノール及びその塩類(通称名二五E

INBOH、ニC—E—NBOH)

(二) 化学名 三ー「一ー(一)ピペリジニル)シクロヘ

キシル」フェノール及びその塩類(通称名三

一HO—PCP、三—OH—PCP、三—H

ydroxy—PCP)

(三) 化学名 キノリン—ハ—イル—ペンチルー—H

—インダゾルー—三—カルボキシラート及び

その塩類(通称名NPB—二二)

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

平成三十年十二月二十日

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十二月十九日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ

二 代表者の氏名

小川 葉子

三 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市戸倉四丁目十番地五十二

四 認定の有効期間

平成三十年十一月十九日から平成三十五年十一月十八日まで

一 名称

N P O 法人 T r y F i e l d

二 代表者の氏名

橋本 珠樹

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場三丁目三十五番十四号

四 認定の有効期間

平成三十年十一月二十一日から平成三十五年十一月二十日まで

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十二月十九日

東京都知事 小池百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市西町一丁目二十八番地三

国分寺市西町一丁目二十八番地三

加藤 多平

武蔵村山市残堀五丁目十番三、東大和市向原六丁目九百三十一番三、同番四及び十二番四から同番六まで

株式会社住健プランニング

代表取締役 中澤 清

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001